

相続登記の登録免許税の免税措置について

相続登記について登録免許税が免税される場合があります



次の①または②の土地の相続登記について、登録免許税が免税される場合があります（免税期間はいずれも2021年3月31日まで）。詳しくは、法務局ホームページをご覧ください。

不動産の相続登記はお早めに！

①相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記（租税特別措置法第84条の2の3第1項に該当する場合）



該当する場合は登録免許税を免除

②市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を特に図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地^{※1}のうち、不動産の価額^{※2}が10万円以下の土地に係る相続登記（租税特別措置法第84条の2の3第2項に該当する場合）



該当する場合は登録免許税を免除

※1 法務大臣の指定を受けた土地は、法務局ホームページにおいて確認することができます。

※2 不動産の価額は土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価額です。

法務省民事局

相続登記について登録免許税が免税される場合があります。

（免税期間：2021年3月31日まで）

①相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記（申請書様式等を公開しています。）

（租税特別措置法第84条の2の3第1項に該当する場合）

②市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を特に図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地（※1）のうち、不動産の価格（※2）が10万円以下の土地に係る相続登記（申請書様式等を公開しています。）

（租税特別措置法第84条の2の3第2項に該当する場合）

【免税開始：平成30年11月15日（※3）～】

※1 岐阜県内の免税対象区域については、下記の『免税対象区域の検索』で確認することができます。

※2 不動産の価格は、土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価格です。

※3 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の施行予定日

[上記チラシの拡大はココをクリック](#)

上記②の場合に係る『免税対象区域の検索』（※3）

●市町村ごとによる検索（岐阜県内のみ）

下記以外の市町村は全区域が対象地域となります。

[岐阜市](#)
[羽島市](#)
[岐南町](#)
[安八町](#)

[大垣市](#)
[各務原市](#)
[笠松町](#)
[垂井町](#)

[多治見市](#)
[瑞穂市](#)
[神戸町](#)
[北方町](#)

※3 詳しい対象土地につきましては、管轄登記所又は市町村へお尋ね下さい。
なお、市町村によっては、「固定資産評価証明書（課税通知書）」で確認ができる場合があります。